

会社法改正に伴う改正会施規・会計規、公布—法務省

去る11月27日、法務省は「会社法施行規則等の一部を改正する省令」を公布した。本省令は、2019年12月11日に公布された改正会社法の施行に伴い、会社法施行規則および会社計算規則の一部を改正するもの。

2020年9月1日に改正案（本誌2020年9月20日号（No.1589）情報ダイジェスト参照）が公表され、11月24日に意見募集の結果が公示された。主なコメントと改正案からの変更点は次のとおり。

取締役等の報酬等に関する規定

取締役の業績連動報酬等について、改正案では「業績指標の数値」を事業報告の内容に含めることとしていた。これに対し、「業績指標の数値の開示を強制することは戦略上未開示のKPIも公表することとなり、適切ではないか」との意見があり、会施規121条5号の2ハにおいて「同号イの業績指標に関する実績」を事業報告の記載事項とすることとされた。

また、取締役等の額の記載に

ついて、取締役のなかでも社外取締役とそれ以外では期待される役割が異なり、付与すべきインセンティブも異なると考えられるため、「業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額およびそれ以外の報酬等の総額を、社外取締役とその他の取締役で分けて記載すべきではないか」との指摘があった。これを受け、取締役・社外取締役の報酬等に関する記載は、業績連動報酬等、非金銭報酬等およびその他の報酬等に分けてその総額または額を記載しなければならないことと修正された（会施規121四イ・ロ、同124五）。

株式交付

株式交付親会社は株式交付子会社の貸借対照表・損益計算書および最終事業年度がない場合はその旨を株主総会の最終後に遅滞なく公告しなければならないとしているが、これらの事項を必須の公告事項とするのは親会社にとって負担が大きいため、親会社はこれらの事項を知っている場合のみ公告を必要とする

また、株式交付親会社が保有する子会社の株式・議決権の数についての事後開示事項の規定が明確でないとの指摘があったため、子会社になるにあたり親会社が譲り受ける子会社の株式数（改正会社法74の3①二・同条②）を親会社の事前開示事項とすることにした（会施規213の2一）。

適用関係

本省令は、原則2021年3月1日から施行される。株主総会資料の電子提供制度に関する改正規定については、別途施行日が制定される。

することとし、知らない場合は事後開示が適用されるべき」という意見に対して、会施規213条の8第1号イからハが定める事項については子会社の登記情報等から公告方法が確認可能であり、記載によって親会社に過度な負担がかかることは考えにくく、原案は相当である旨が示された。一方で、親会社が子会社の最終事業年度の存否を確認することは困難を伴うことが想定されるため、会施規213条の8第5号に「（株式交付親会社が株式交付子会社の最終事業年度の存否を知らない場合を含む。）」を加えることとした。

財務省法人企業統計調査

—令和2年7～9月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。以下は、令和2年12月1日に発表した令和2年7～9月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,896社 (19,109社)
 回答率 71.1% (71.1%)
 () 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆ **売上高(金融業、保険業を除く)**
製造業、非製造業ともに減収
 売上高は、309兆2,524億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は△11.5%となりました。
 業種別にみると、製造業は△13.2%、非製造業は△10.8%となりました。

◆ **経常利益(金融業、保険業を除く)**
製造業、非製造業ともに減益
 経常利益は、12兆3,984億円で、増加率は△28.4%となりました。
 業種別にみると、製造業は△27.1%、非製造業は△29.1%となりました。

◆ **設備投資(金融業、保険業を除く)**
製造業、非製造業ともに減少
 設備投資額は、10兆8,006億円で、増加率は△10.6%となりました。
 業種別にみると、製造業は△10.3%、非製造業は△10.8%となりました。
 なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は9兆6,629億円で、増加率は△11.6%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	元.7-9	10-12	2.1-3	4-6	7-9	
売上高					(実額)	
全産業	△2.6	△6.4	△7.5	△17.7	3,092,524	△11.5
製造業	△1.5	△6.7	△5.5	△20.0	875,435	△13.2
非製造業	△3.1	△6.3	△8.3	△16.8	2,217,089	△10.8
経常利益					(実額)	
全産業	△5.3	△4.6	△28.4	△46.6	123,984	△28.4
製造業	△15.1	△15.0	△25.3	△48.7	41,588	△27.1
非製造業	0.5	1.1	△29.6	△45.5	82,396	△29.1
設備投資					(実額)	
全産業	7.1	△3.5	0.1	△11.3	108,006	△10.6
	(7.7)	(△5.0)	(△1.4)	(△10.4)	(96,629)	(△11.6)
製造業	6.4	△9.0	△5.3	△9.7	38,864	△10.3
	(6.7)	(△10.1)	(△7.2)	(△11.4)	(35,344)	(△11.4)
非製造業	7.6	△0.1	2.9	△12.1	69,143	△10.8
	(8.4)	(△1.7)	(1.6)	(△9.8)	(61,285)	(△11.6)

(注)設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されておらず、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございませんので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。
 なお、次回令和2年10～12月期の調査票の提出期限は令和3年2月10日、結果の公表は令和3年3月2日の予定です。

経理情報 ● 2020.12.20 (No.1598)

4

会計

検針日基準を認めず、特定の見積方法を認める案、検討—ASBJ

去る12月3日、企業会計基準委員会は第447回企業会計基準委員会を開催し、主に収益認識基準の改正等について審議を行った。

電気事業連合会および日本ガス協会から要望されている、収益認識基準において検針日基準を代替的な取扱いとして認めることへの可否について、事務局提案が示された。

検討された案

次の選択肢について、それぞれ事務局の方針を示した。

- 案1 代替的な取扱いとして検針日基準を認める（見積りを要求しない）。
- 案2 検針日基準は認めない（見積りを要求する）。代替的な取扱いとして、特定の見積手法を明示的に認める。
- 案3 検針日基準は認めない（見積りを要求する）。代替的な取扱いを設けない。
- 案4 期限を定めて代替的な取扱いとして検針日基準を認める（一定期間、見積りを要求

しない）。

案1については、直近の検針日から決算日までの見積りを行った場合、当該見積金額については重要性がないとはいえず、適切ではないとされた。

案4については、収益認識基準は3年間の準備期間が設けられており、現在準備作業を進めている企業との公平性を確保する観点から、さらに一定期間猶予する相当の理由が見出せない。また、将来のスマートメーターの普及によって見積りの困難性が軽減されるわけではなく、猶予期間の特定が困難であることから、採用しないとされた。

決算日時点での販売量実績が入手できず、見積りの適切性を評価することが困難であるとの意見が寄せられているため、案2をもとに次の事務局提案が示された。

事務局提案

次の定めを設けることによつて財務諸表間の比較可能性を大

ポジティブ・メンタルヘルス

凸凹万歳

メンタルクリエイト
江口 毅

産業保健の分野では、「疾病性」と「事例性」という言葉がよく用いられます。たとえば、職場でメンタルヘルス不調が疑われる社員がいるときに、「病気ではないか」、「症状が出ているのではないか」ということに焦点を当てるのが「疾病性」です。一方で、「職場でパフォーマンスの低下などの問題が起きているか」、「本人や周囲の社員が仕事を進めるうえで困っているか」ということに焦点を当てるのが「事例性」です。

職場のメンタルヘルスにおいては、「仕事に支障があるかどうか」が重要であり、その点に着目して対応することが求められるという考え方です。

このことを、ある企業の管理職の相談に乗っているときに、「ふ」と思い出しました。その相談は、部下のできていないところや課題、つまり「弱み」を改善させようとしているが、なかなかうまくいかないという内容でした。しかし、よくよく話を聞いてみると、その部下の「弱み」は改善する必要が何かとないことばかりがありました。その違いは、「仕事に支障があるかどうか」です。改善の必要があることのなかに、効率が明らかに悪いことや

周囲の社員が仕事を進めにくいという支障が確かにありました。

一方で、改善の必要がないことは、細かいことが気になる管理職の性格ゆえに不安に思っているだけで、部下が仕事を進めるうえで本人も周囲も困っていないことでした。

このように「支障があるかどうか」という観点で捉えると、問題の解決はシンプルに考えることができます。支障があれば改善のための対応をするし、支障がなければ当面はそのままよいと考えればよいのです。

また、「支障があるかどうか」を基準に考えることで、必要以上に「弱み」に着目しすぎることもなくなくなります。私たちは、足りていないところを埋める、問題を解決する、他の人と違うところを同じになるように変えさせる、あるべき姿に向けて平準化させる、このような考えに支配されている面が少なくありません。これらの考え方は、自他のあらゆる「弱み」を探し、みつつけ、改善させることに注力してしまうひとつの要因です。その結果、私たちは、足りていないところやできていないところばかりを意識するようになり、自信をなくし

たりなくさせたり、人間関係をギクシャクさせたりします。

そのような世界から脱却するために、「強み」に着目し、それを伸ばすことが必要です。できているところはどこか、得意なことは何か、うまくいった経験は何か、自信が持てることは何か、他者からよく褒められるところはどこか。このような点に着目することで、私たちは、自信を持つことができ、私は私のままでよいのだと存在を認めることができ、「強み」を指摘してくれた他者への親しみを抱くことができます。

さらに、多様性よりも同調圧力が優位な昨今の風潮のなかで、相互に認め合える確かな多様性を獲得することができるとは、う。

人間は、凸凹しているから魅力があるのではないか。年を重ねて、そのように考えることが増えました。人それぞれに「強み」と「弱み」があります。皆が角の取れたきれいなリーダーチャートになる必要はありません。「強み」を伸ばすことを意識して、生きていく、仕事を進めるうえで支障があるところだけを改善していけば十分なのではないでしょうか。

大きく損なわずに、見積りの困難性を軽減することが可能になる。

① 使用量

決算月の月初から月末までの送配量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積ることができ。

② 単価

決算月の前年同月の平均単価を基礎とすることができる。

今後の方向性

委員からは特段異論は聞かれなかった。事務局からはこの方向性で進め、次回の親委員会(12月24日開催予定)で公開草案の公表議決を行う可能性もある旨が示された。

会計

サブリースおよびセール・アンド・リースバックの取扱い、検討

— ASBJ、リース会計専門委

去る11月26日、企業会計基準委員会は第96回リース会計専門委員会を開催した。

主な検討内容は次のとおり。

サブリース

事務局から次の提案が示された。

(1) 会計処理

IFRS 16号を踏まえ、中間的な貸手は、ヘッドリースとサブリースを2つの別個の契約として会計処理を行う。貸借対照表上は、使用権資産またはリース負債としてのリース負債の双方を計上し、損益計算書上は、金融費用、リース収益および減

た。

(2) 一括借上契約

それぞれの契約を別個に会計処理し、貸手としてのリースと借手としてのリースをそれぞれ総額で表現する。

(3) パス・スルー型のサブリース

パス・スルー型サブリースは、中間的な貸手による原資産および使用権資産に対する経済的便益やリスクが非常に限定的であるため、別個の契約として会計処理しないことが実態を表す場合がある。しかし、別個に会計処理するか否かについては、個々の事実と状況を踏まえた判断が必要のため、ガイダンスもしくは設例を作成する。

会計

投信の時価について、調整表の注記を検討

— ASBJ、金融商品専門委

去る12月1日、企業会計基準委員会は第163回金融商品専門委員会を開催した。

これまでに引き続き、投資信託の時価の算定に関する取扱いについて審議が行われた。

投資信託共通の取扱い

前回の専門委員会および親委員会(2020年12月10日号)No.

セール・アンド・リースバックの取引

事務局から次の提案が示された。

(1) 会計処理

開発の基本的な方針としてIFRS 16号の単一モデルを基礎としていることを踏まえ、売却とリースバックを一体の取引とみる会計処理を採り入れる。

(2) 一括借上契約と建設請負工事

事が同時に締結される場合の会計処理

工事請負契約による利益を建物の売却益と同様に会計処理し、使用権資産の償却にあわせ利益を計上するかどうか論点となっており、引き続き検討する。

調整表の作成にあたっては、次の3つを区別して示す。

① 当期の損益に計上した額およびその損益計算書における科目

② 当期のその他の包括利益に計上した額およびその包括利益計算書における科目

③ 購入、売却、および償還のそれぞれの額

また、前記①に定める当期の損益に計上した額のうち、貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益およびその損益計算書における科目を注記する。

専門委員会からは事務局提案に対する賛意もあつた一方、「調整表の注記は、実務上大きな負担になる」、「調整表の注記を求めることとした場合、適用初年度は移行措置が必要になるのでは」などの意見も挙がった。

適用時期

これまでの審議で、原則的な適用時期を2022年3月31日以後終了する連結会計年度とする事務局提案に対し、「さらに準備期間を設けるべき」との意見が出されていたが、事務局提案を変更しないこととされた。

専門委員からは、「適用までもう少し時間が欲しいといった声も聞くので、公開草案に寄せ

会計

グループ通算制度に関する基準開発の基本方針等、検討

—ASBJ、税効果会計専門委

去る12月1日、企業会計基準

委員会は第66回税効果会計専門委員会を開催した。

連結納税制度に代わってグループ通算制度が導入されることを踏まえ、グループ通算制度に税効果会計を適用する場合の取扱いについての検討が前回（本誌2020年11月1日号（No.1593）情報ダイジェスト参照）に続いて行われた。主な審議事項は次のとおり。

グループ通算制度に関する会計基準の開発に係る基本的な方針

グループ通算制度における基本的な枠組みが連結納税制度と同様であることなどを踏まえ、グループ通算制度に関する会計基準の開発に係る基本的な方針として、次の細目を検討するうえで、連結納税制度における取扱いを踏襲する旨の提案が事務局より行われ、専門委員より賛

られた意見を踏まえて検討すべき」といった意見が挙がった。

成の声が挙がった。

- ① 連結財務諸表上および個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断における企業の種類
- ② グループ通算制度固有の一時差異等の取扱い
- ③ 離脱、加入の取扱い

グループ通算制度における繰延税金資産の回収可能性の判断

これまで検討した論点や寄せられた意見などを踏まえ、通算税効果額に相当する金額が親子会社間で授受されることを前提として、繰延税金資産の回収可能性の判断について、事務局より次の項目を連結納税制度と同じ取扱いとする旨の提案が行われた。

- ・連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断

位

- ・連結財務諸表上の繰延税金資産の回収可能性の判断における企業の種類
- ・個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断

国際会計

セール・アンド・リースバックに関するIFRS16号修正案、公表

—IASB

去る11月27日、国際会計基準審議会（IASB）は、セール・アンド・リースバック取引において、売手である借手に生じる使用権資産とリース負債をどのように取引当初に測定し、その後リース負債をどのように会計処理するかを定めるIFRS16号を修正する公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」（以下、「本公開草案」という）を公表した。

本公開草案の概要

今回の公開草案による提案は、セール・アンド・リースバック取引のうち、資産の移転が売却の要件を満たす場合に適用される。そのなかでも、セール・アンド・リースバック取引であるが、そのうちのリースバック取引が変動リース支払となる場合の会計処理が取り扱われている。この場合に、売手である借手

金資産の回収可能性の判断

- ・個別財務諸表上の繰延税金資産の回収可能性の判断における企業の種類

具体的内容

本公開草案において提案されている内容は、次のとおりである。

適用関係

本公開草案に対するコメントは、2021年3月29日まで受け付けている。

- ・売手である借手は、変動リース料を含めた見積リース料の現在価値と、売却される資産の公正価値を比較することにより使用権資産を測定する。
- ・セール・アンド・リースバック取引から生じる見積リース料の支払には、変動リース料が含まれる。
- ・売手である借手は、セール・アンド・リースバック取引から生じたリース負債の測定には、変動リース料を含める。

国際会計

共通支配下の企業結合に関するDP、公表

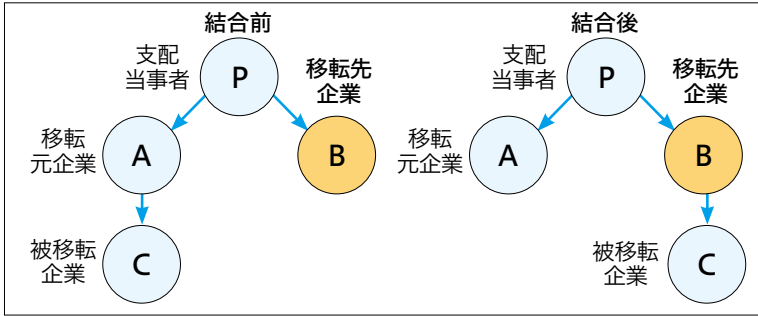
—IASB

去る11月30日、IASBはディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」（以下、「本DP」という）を公表した（コメント期間2021年9月1日まで）。

本DPは、現行の企業結合に関するIFRSの要求事項の適用範囲から除外されている共通

支配下における企業結合取引のうち、取得企業（図表の移転先企業）の会計処理や比較情報の表示等に関して、各企業が適合する会計方針を策定、適用していることから生じている実務上の不統一に対処するため、2012年から再開されたリサーチ・プロジェクトの結果と

(図表) 共通支配下の企業結合



してIASBの検討過程や予備の見解がまとめられ、コメント募集されているものである。IASBの主な予備的見解の要約は次のとおりである。

適用範囲

提案される要求事項は、共通支配下の企業結合に該当するすべての取引に適用される。

測定方法の選択

すべての取引に単一の会計処理を要求しない。移転先企業に非支配株主が存在する場合には、原則として取得法の適用を

要求する。それ以外の共通支配下の企業結合に関しては、簿価法の適用を要求する。非支配株主が存在している場合でも、移転先企業が非公開企業であり、すべての非支配株主が通知され反対しないことを条件に、簿価法の適用が許容される。

簿価法の適用

また、非支配株主がすべてIAS24号「関連当事者についての開示」で定義されている関連当事者である場合には、簿価法の適用が要求される。

開示

取得した識別可能資産および負債の公正価値が、支払われた対価を超える場合には、割安購入益として純損益計算書に含めて認識するのではなく、資本の拠出として認識する。

取得法の適用

取得した識別可能資産および負債の公正価値が、支払われた対価を超える場合には、割安購入益として純損益計算書に含めて認識するのではなく、資本の拠出として認識する。

国際会計

IIIRCとSASBの合併、公表

IIIRC

去る11月25日、国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council) (IIRC) は、投資家と企業に包括的な報告フレームワークと持続可能性情報の基準を提供するための統一された組織 (Value Reporting Foundation) として、IIIRC

移転先企業は取得日から被移転企業の帳簿価額を使用して資産および負債を測定する (結合前の情報を修正再表示しない)。資産および負債の帳簿価額と支払対価の差額は資本の部に認識することを要求する。

取得法を適用した場合には、IAS24号の開示要求を考慮してIFRS3号の開示要求を適用する (DP「企業結合」開示、のれんおよび減損) から生じる改善を考慮する)。簿価法を適用した場合には、IFRS3号の開示要求の一部が要求される。結合前の情報の開示は要求されない。

RCとサステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board) (SASB) が合併することを表明した。

IIIRCとSASB

IIIRCは、イギリスで2010年に設立された非営利組織で、統合報告の開発・推進

経理用語の豆知識



一定の期間にわたり充足される履行義務

資産に対する支配を顧客に一定の期間にわたり移転することにより、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する。そのための要件は、①企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すること、②企業が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じるまたは当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配すること、③企業が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じること、および企業が顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有していること、である。上記の要件が満たされず、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものではない場合には、一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足される時に収益を認識する。

を目的としており、「国際統合報告フレームワーク」を公表している。

また、SASBは、米国で2011年に設立された非営利組織で、持続可能性情報 (非財務情報) のための基準の設定・維持を目的としており、SASB基準 (SASB Standards) を公表している。

合併の概要

この合併は、企業報告の展望を簡素化し、企業価値についてのコミュニケーションの明確な解決法を市場に提供してほしい

という、世界の投資家と企業からの要求に応えるものである。新組織は、企業が価値創造の情報をガバナンスや戦略開発に組み込むことを支援し、投資家が投資とスチュワードシップの決定に持続可能性の考慮を組み込むことを可能にする。

「国際統合報告フレームワーク」と「SASB基準」は、補足的なツールとして残るが、新組織は、双方の使用を促進していく。新組織の本部はロンドンとサンフランシスコに置かれ、世界の拠点にスタッフを配置する。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年11月30日	監査上の主要な検討事項(KAM)の早期適用に関する実態と分析—強制適用初年度に向けて—	日本監査役協会	2021年3月期以降の強制適用に向けて、監査役等がKAMの検討プロセスに関与していく際の参考になるように、早期適用会社における検討プロセス、監査役等の関与状況、導入による効果等を取りまとめたもの。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-545.html	—
2020年12月1日	「グループ通算制度に関する取扱通達の制定について」(法令解釈通達)の趣旨説明《主要制定項目》	国税庁	事業年度の特例関係、欠損金の繰越関係、損益通算関係、外国税額の控除関係等の主要項目について、制度の趣旨や適用可否等について解説されたもの。主要制定項目に掲載した通達以外の通達に係る趣旨説明についても、今後追加が予定されている。 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/200930/index.htm	—

金融

円高傾向はいつまで続くか

今年の為替相場動向を振り返ると、日本円・米ドル・ユーロに関しては昨年同様に振れ幅が狭い相場動向が続いたといえる。ドル/円については、今年初めから一貫して上昇、おおむね110円から104円までの円高トレンドが継続している。一方ユーロ/ドルは、今年前半はおおむね1.00ドルから1.12ドルのレンジ内で小動きだったものの、後半はおおむね1.00ドルを底に1.20ドルまでの上昇に転じている。

したがって、今年後半はドルから円・ユーロへの資金の流れが特徴づけられる。ドル/円については日銀の金融政策に大きな変更がみられなかった点とあわせてみると、ドル売りの流れが年後半にかけて強まったものと考えられる。

大きな理由は、米連邦準備制度理事会(FRB)が今後金融緩和姿勢を強めてくると想定される点にある。新型コロナウイルスの感染が再拡大しており、1日当たりの新規感染者数について、11月以降は北米の比率が世界全体のなかでも上昇してい

から、日米間の金利差は縮小、ドルから円への資金の流れが強まる傾向にある。

また、米大統領選の選挙期間中に、トランプ、バイデン両候補ともに政府支出の拡大政策を公約に掲げた。この結果、長期金利の上昇に拍車をかけることになり、10年物米國債利回りが年後半に上昇し、0.9%台をつけるまでになった。

FRBは景気下支えのために、大規模な緩和策を余儀なくさせられるとの見方と、日銀はマイナス金利深掘りなどの追加緩和策が打ち出せないとの見方

証券 世界の投資家が投資尺度に目を向けるとき

大統領選投票日後の異例の混乱も資金がドルへ向かいにくい要因となっているとの見方もある。次期財務長官への就任が報道されているイエレン前FRB議長は、任期中は金融政策の正常化を図り利上げ政策を実行したが、本来はハト派であることから市場がドル安観測を弱める要因とはなり得ない。円高・ドル安は、当面持続する相場トレンドとなり得るとの声もある。

世界主要国の株価は、11月に大幅な上昇を達成し、米大統領選挙を同時株高で乗り越えた。11月末の株価を10月末と比較した上昇率は、コロナ禍の第2波でも強烈なダメージを受けたスペイン、イタリア、フランスの欧州勢が20%を超え、トップグループを形成した。

他方、第2波の打撃が相対的に軽微とみられるアジア勢の株価上昇率は、10%前後の市場が

多かった。特にコロナ禍が落ち着き、GDPもマイナス成長からいち早くプラスに転じた中国の株価上昇率は5%強と世界最低だった。アメリカ、日本の株価上昇率は10~15%で、欧州勢とアジア勢の間といえる。

このような株価の上昇については、米大統領選挙でバイデン候補の当選が確実となり、民主党の政権が充足することへの市場の反応はまったくなくとの声もある。

結局、ワクチン開発が進展し、治療薬の供給開始間近という情報のプラス効果が大きかった、といった見方も出ている。

バイデン次期大統領のもとで、経済、財政、金融関係の要職を務める人事が次々と発表され、ウォール街には歓迎されなれ、人材登用もあるとする見方もあるが、株価の代表・NYダウは11月24日に3万ドルに到達し、あまり変化はないようだ。

世界各国の経済や企業経営が大波乱となった2020年だが、株価だけは、終わりよければすべてよし、となる可能性も出てきた。そして、その可否は投資家の心理の行方が握っているとみられる。経済状況と相反する株高は、世界中の投資家が超低金利、運用先に困るほどのカネ余り、政府の財政出動による需要下支えなどで正当化していると思われるが、各国市場で投資尺度を測るPER(株価収益率)は高水準に達している。

超低金利は理論的にも高いPERを許容するとされるが、コロナ禍で在宅となった世界中の投資家たちが何らかのきっかけでPERの水準に怯える、割高感に襲われる、といった日が来ないとはいえないとの見方もある。